

○松下議長 通告 6 番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、尾和弘一であります。ただいまから一般質問をさせていただきます。私は、8 点にわたって質問する予定にしておりますので、市当局の誠意ある前向きな答弁をいただきたいと思います。

まず、第 1 点は産廃処分場について、2 点目は教育委員会制度について、3 番目は防災対策、4 番目は若もの広場について、5 番目は還付加算金返還について、6 番目は共通番号制、マイナンバー制度について、7 番目は予防接種について、8 番目は新設根来安上道路工事についてであります。

まず最初に、産廃処分場の問題について質問をさせていただきます。

今、岩出市に隣接する和歌山市の山口地区、上黒谷に、2011年、平成23年5月に計画されることが浮上して3年が経過をしてきました。その間、山口地区連合会を初め岩出市の境谷の皆さん、阪南市の皆さんを初め多くの市民の皆さんが、自然環境を破壊するとして反対運動をされております。産廃処分場が建設されますと、歴史ある熊野古道の玄関口であるこの地区の自然環境が破壊されることになり、子や孫にいつまでも守りたいという運動の中で、反対署名は今1万4,000筆を超え、和歌山市長に手渡されております。私もその運動に参画をしておりますが、行政区は和歌山市ですが、影響を受けるのは、境谷地区・山地区の岩出市民であります。

また、地元住民にとって生活用水の浄水場や田畑の農業用水の水質の汚染や土砂災害等々にさらされることとなります。3年前の9月議会において対策を求めた際、その際、生活福祉部長が、和歌山市に意見書を提出したという答弁をされました。当該の住民の皆さんは、和歌山県にも要請しておられます。岩出市として、今後、この産廃処分場の建設について、どういう取り組みをされるのか、まず、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の一般質問にお答えをいたします。

和歌山市内における産業廃棄物処分場の建設につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、当該所在地であります和歌山市がその建設の可否を判断することになってございます。

本市では、この問題が起こって以来、平成23年10月6日に和歌山市に対し、県道

和歌山貝塚線の安全な通行の確保や、公共用水域及び地下水の水質汚染がないようにすること等の要望書を既に提出しております。その後、和歌山市産業廃棄物安定型最終処分場に係る生活環境影響調査実施計画書に対する意見等について、平成26年4月16日付で和歌山市から意見照会があり、その内容を市内の関係する自治会、境谷・山地区に説明を行い、意見を聴取するとともに、市役所関係各課の意見を取りまとめた意見書を平成26年6月25日付けで和歌山市長宛てに通知しております。

現在、和歌山市からは、本市を含めた近隣市など関係機関からの意見及び和歌山市専門技術委員の意見を事業者に提示し、その対応等の検討を求めているとお聞きをしております。この問題については、和歌山市長は、さきの9月議会定例会代表質問で、地域の方々は山の崩壊や地すべり、水質汚濁や地下水への影響、交通問題など生活環境の保全について強い不安があることから、事業者は地域の方々の不安を払拭できるような調査を実施し、「和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例」に基づく関係住民に対する説明会において、説明責任を果たすべきと答弁されております。

市といたしましては、当該事業が法令等に適合している場合、中止を求めるものではない中、これまでも関係する自治会へ情報提供を行い、あわせて自治会としての意見等についてお伺いしてまいりましたが、今後も和歌山市から本市に意見照会や計画上の進展等が見られた際には、関係自治会との情報共有を行っていくこととしており、現在、和歌山市において行われている事前協議を初め、これから進められる手続の中においても、本市域における生活環境の保全上の見地から、地元の意向を反映した意見を提出し、その対応を求めてまいります。

以上でございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。その中で、岩出市から市に意見書を出して要望され、意見書が来ているということなのですが、市長のご答弁をいただきましたが、新しくなられました尾花和歌山市長が、9月議会の発言において、この地区の場所については適正な場所ではないと考えると、及び地域の方々の意見を十分尊重しなければならないと認識しているという議会での答弁をされております。また、仁坂知事においては、住民が反対する限り許可はしないと明言をされているわけであります。

そういう意味で、当該の地方自治体ではありませんが、岩出市としても、今後、

この問題については十分な認識をしていただきまして、態度表明をしていくということが大切ではないかというふうに思うんですが、今の答弁では、手続を踏んで、あとですね、それによって判断をしていくということで、明確にご答弁がありませんが、岩出市としての基本的な認識を再度お聞きをしておきたい。いわゆる反対なのか、賛成なのか、それとも、その反対、賛成の明言をしないのかという3つの選択肢があるわけですが、それについて、率直にご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 2回目の質問にお答えをいたします。

答えは先ほど申し上げたとおりでございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 先ほど答弁したとおりということなんですが、そうしますと、手続上踏んで、それが何も問題なければ、岩出市は賛成をするという立場の表明をされたという理解でよろしいでしょうか。再度、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 再々質問についてのお答えを申し上げます。

当該事業が法令等に適合している場合、中止を求められるものではない中、これまでも関係する自治会に情報提供を行い、あわせて自治会として意見等についても伺いし、今後も和歌山市から本市に意見照会や計画上の変更等があれば、市としても和歌山市の方に進めてまいります。

○松下議長 これで尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

次に、2番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、2番目の質問をさせていただきます。

教育委員会制度についてであります。

教育委員会制度の改革についてであります。昨今、いじめや不登校、学力低下など教育をめぐる深刻な課題の解決を図るため、地方教育行政を大幅に見直す作業を進められております。最も関心を集めているのが、事なかれ主義や無責任体制がしばしばやり玉に上がる現行の教育委員会制度の見直しが焦点になっているのは、自治体首長の権限と責任の問題であります。

なかんずく、そこにおけるこういう情勢化の中で、教育行政に対する市長の権限を強める地方教育行政法改正案が、さきの通常国会で可決・成立しております。教育改革については、60年ぶりの大幅な改革になっております。

今回の改正のポイントは、4点あると言われております。

まず第1点は、自治体の首長が総合教育会議を設けると。首長と教育委員会で構成する。

それから2点目は、首長は総合教育会議での協議を経て、教育振興施策の大綱をつくる。

3番目に、教育委員長と教育長を一本化して、新しい教育長、任期3年を置く。首長が議会の承認を得て、直接任命・罷免できる。

4点目は、緊急時だけでなく、いじめ防止、自殺防止など、文科省が教育委員会に是正し、できるという明確なものであります。

来年の4月から施行されることになっております。

そこで、議会の同意を得て、首長が教育長を罷免できるようになったことで、首長による教育行政への関与が強まることが予想されます。これまで旧制度下で保たれていた教育の政治的中立性や安定性が侵されるようなことがあってはなりません。どう対処していく方針なのか、市長にご答弁をいただきたいと思っております。

また、市長と新教育長の暴走した場合には、それぞれどのように制御していくのか、これについてもお聞きをしたいと思います。

それから、教育長に権限が過度に集まることは、教育改革のためには、一面有効な面もありますが、教育長の人選が自治体の人事政策に組み込まれてくると、新教育長の役割を果たす適材をどう選んで育成するのか。また、資格要件はどうなっているのかをお聞きをしたいと思います。

市長が、当該自治体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることができることが、教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行する権限との関係をどう位置づけられているのでしょうか。総合教育会議によって、市長が教育行政の方針を定めることになるのか。また、総合教育会議では、教育委員会の所管する事務のうち予算や条例提案など市長の権限に関する事項についてのみ協議するのかどうかであります。

2番目に、教育振興基本計画についてであります。

平成18年12月の教育基本法改正や、その後の教育3法、すなわち学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教職員免許法及び教育公務員特別法の改

正、学習指導要綱の改正や教育振興基本計画の作成など、さまざまな教育改革の計画が確定することを受けて、それらを確実に実行に移していくために、平成21年12月3日、文科省では大臣メッセージを発表しております。

また、60年ぶりに改正された教育基本法の枠組みの中で、新たな学校の教育目標や、ゆとり教育に修正を加えた学習指導要綱を進めるに当たり、国民にわかりやすく施策を示したとも言えます。教育基本法第17条において、教育基本計画は作成されました。そこには、今後10年間の目指す教育として、全ての子供たちが自立して、社会で生きていく基盤を育てる、社会を発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てることを上げております。この教育振興計画に対する岩出市の教育委員会における具体的な取り組み成果は、どのようなものになっているのか、ご答弁をいただきたいと思っております。

3番目に、教員、教職員の調整額の見直しについてであります。

調整額ということについては、いわゆる時間外労働の問題であります。平成18年の40年ぶりに実施された教員勤務実態調査によりますと、特別措置にかかわる教員給与の見直しも大きく進めることとなります。平成8年の文科省の実態の調査では、時間外勤務が月8時間でしたが、さきの調査では月約34時間に増加し、制度と実態との間の溝は大きくなっております。平成19年の3月の中央教育審議会答申、今後の教員給与のあり方については、教員調整額の見直しが必要であるとして、時間外勤務手当の支給の検討についても言及をしております。

平成20年の4月に設置された「学校の組織運営の在り方を踏まえた教職調整額の見直し等に関する検討会議」は、同年9月に審議まとめを報告しております。その中で、現実との乖離があることから、適切な超過勤務にすべきであるとまとめられております。

そこで質問なんです、実態の把握を岩出市ではされているのか。また、教員の勤務の特殊性、管理職の負担、部活動指導の取り扱い、残業時間の縮減はどうか。岩出市として、どのような取り組みをされてきたのか。ご答弁をいただきたいと思っております。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の質問にお答えをいたします。

今回の教育委員会制度等に係る改正は、国が示すとおり、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管

理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るためのものであり、より実態に即したものであると考えております。

また、新教育長につきましては、現任の教育長の残任期間がある場合は、従前の例によるとなっておりますので、現在の教育長の任期満了後から新教育長制度を実施をいたします。

総合教育会議につきましては、平成27年度から開催に向け、現在準備を進めているところでありますが、私と教育委員会との意思疎通を図り、教育に関する共通認識を図る重要な会議であると認識をいたしてございます。

それから、新教育長は、首長が任命するため、首長の行政方針を理解する人物が選任されるのは当然のことではありますが、その前に議会の承認を必要としています。新制度のもとでも教育委員会の合意に基づいて、教育行政が進められることになってございます。

それと、教育委員会は引き続き執行機関であること、総合教育会議で首長と協議調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されているとになってございます。

以上です。

○松下議長 教育委員長。

○佐谷教育委員長 尾和議員のご質問にお答えいたします。

まず、新教育長の資格容認に関してであります。今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正において、教育委員長と教育長を一体化した新たな責任者である新教育長を設置することになっております。これまで住民から見て、教育委員長と教育長の関係がわかりにくいとか、教育委員会の権限と責任が不明瞭であったということが今回の改正で明確になったものと考えております。新教育長の資格容認についてであります。当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものとなっております。

次に、総合教育会議の設置についてであります。現行制度においても、首長は予算の編成、執行権限や条例の提出権を通じて、教育行政に大きな役割を担っておりますし、首長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、教育に関する重要な課題を検討する意味において、総合教育会議は重要な意味を持つものになると考えております。

岩出市においては、これまでも市長と教育委員会との懇談会を実施しておりますし、意思疎通を図ってきております。今回の改正では、それが制度として整ったも

のと考えております。

今後、総合教育会議の具体的な内容や開催時期等については、関係部局と調整を図るとともに、今回の法の改正に向け、現在、国の方針にのっとり準備を進めているところでございます。

なお、その他のご質問については、また、教育長より答弁いたします。

以上です。

○松下議長 教育長。

○平松教育長 尾和議員の質問の、まず2点目、教育振興計画についてであります。教育基本法第17条では、地方公共団体での設定は努力義務となっております。今後、他の市町村の動向等も見ながら、策定に向けて検討する必要があるとは認識しております。

なお、本市では、第2次岩出市長期総合計画や学校教育基本方針、生涯学習振興計画、子ども読書活動推進計画等を策定し、教育行政の方向性を定めて取り組んできております。今後も多様で変化の激しい社会での個人の自立と協働、未来への飛躍を実現する人材の養成、きずなづくりと活力あるコミュニティの形成等を主眼として、社会の変化や要請等を考慮しながら、方向性を定めてまいります。

次に、教職調整額の見直しにつきましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法というんですが、それに基づいて、県の教育委員会が、義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置に関する条例によるものでありまして、市町村には給与事務に関する権限はございません。

ただ、議員のおっしゃるように、勤務実態等については刻々変化しており、多忙等の認識も我々は持っております。学校には法の適切な指導とか、勤務の割り振り等、行うように日々指導しているところでございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、市長の方から答弁いただきました。本来、教育行政というのは、先ほども申し上げましたように、1人の首長によって偏った教育というのがされることは、厳に慎まなければならないというのが、戦後一貫した姿勢でありました。そういう中において、今後、岩出市長が教育行政の中に踏み込んでいけるということになりますと、教育委員会そのものの共存というんですか、行政、首長と教育委員会の役割分担というか、比重というのが逆転をするということがあってはならないかと常々思っているんですが、その点については、いわゆる教育委員会が主体的

に事を進めていくと。基本姿勢であることを確認をさせていただきたいと思います。

それから、その最たるものが、いわゆる人事であろうと思うんですね。だから、教育委員会の教職員の人事に首長が入ってくるということは、これは厳に慎むべき事項ではないかなというように思っていますので、今までもないと思いますが、今後もそれに対しては、教育委員会みずから判断できるようなシステムづくり、これは、裏返しには教育行政の安定性と政治的な中立というものを保っていく1つの大切な問題でありますので、その点についてお考えをお聞きをしたいと思います。

それから、教育総合会議の設置についてですが、これはいつを目途に設置をされるのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、新教育長の資格要件のところ、今、教育委員会の委員長がご答弁をいただきましたが、首長の被選挙権を有する者しか新教育長になれません。すなわち現在の岩出市の教育長は、岩出市の市民ではありませんので、新教育長には就任できないという要件があるわけです。それも3カ月前に住所を移しておれば、それは可能でありますけれども、この点について、再度、お聞きをしておきたいというふうに思っております。

それから、基本計画の問題ですが、今、教育長が岩出市ではつくってないということなんですが、これは基本の努力規定なんでもつくらんでいいんだというような、私にとってはとれる面があるんですよね。しかし、教育行政の最も基本となるものですから、早期に作成して、立案をして、施行していくと。政策としてとっておくということが大切であろうと思いますので、その点についてお聞きをしておきたい。

それから、教職員の調整額の見直しの問題ですね。これは時間外手当の問題とも絡んでくるんですが、岩出市ではどれぐらいの時間外勤務がされているのか、実際に把握をされているのか、されてないのか、それから調整額ですから、暫定的に教職員については何%かの時間外手当分として、本俸のプラスして支給されている制度であるわけですけれども、先ほども申し上げましたように、実態とかなり乖離があるのではないかというのを私は危惧しているところであります。それについて、実態との比較がされているのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再質問にお答えします。

教育における首長とのかかわり、関係ということで、強化したのではないかとこのうふうなことでありますが、冒頭、市長のほうからもありましたように、今回の法

改正につきましては、大きなポイントとして、政治的中立性の確保ということが言われております。そういう点で間違いないだろうということで、これまで市長が市の方で財源等でいろいろご支援をさせていただいているという、そういう中で、本当にこういったことの中で話し合いながら、本市のよりよい教育を求めていくことができるんだということで、よい制度、実態に即した制度になったのかというふうに思っております。

また、人事につきましても、これは大綱を定めておりますけれども、これまでの教育委員会につきましては、引き続き教育委員会は執行機関ということでございますので、この点につきましても、分野等、市の分野、教育でかかわる分野等のすみ分けもございますので、そういう点は踏まえての政治的中立性の確保だというふうなことであろうと認識しております。

それから、総合教育会議につきましては、来年の4月から開催するということがありますけれども、その中身とか内容について、今後、さらに精査していかなければならないと思いますので、いつ開くかとか、何回開くかということにつきましては、各自治体によるところでありますので、今後の検討課題にさせていただきたいというふうに思います。

それから、教育長の資格というところのお話で、岩出市民でなければ教育長にならないのかということではありますが、これにつきましては、現行の地教行法の中におきましても、公職選挙法第10条に、被選挙権について、市町村長について、年齢満25年以上の者ということの規定しかないため、岩出市に住所がなくても教育長に就任することが可能であるというふうな、そういう解釈で、先ほどの委員長のほうから当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者ということで、今の現行と何ら変わりのないものでございます。

それから、次に基本計画でございますけれども、決して努力義務であるのでということで、議員のおっしゃっているようなことではありません。本市のような規模の市町村では、教育振興計画を作成すると、かえって、そのことによって制限とか拘束が生じて、かえってマイナス面が出るのではないかと。その年度の状況等に応じて柔軟な対応、施策がとれないのではないかと、こういうことを考えて、問題点としてはあるのではないかと思っております。

先ほど述べたように、第2次岩出市の長期計画を策定しながら、その中に教育行政についての方向を示し、また、今後、後期計画がありますので、そういう中での見直しを図るということになっておりますけれども、先ほど言ったように、他府県、

他市の状況等も見ながら、そのことについては策定するかどうかということは検討していきたいと、そういうふうな意味でございます。

それから、教員調整手当の見直しの問題でありますけれども、教育委員会としての市内の教職員の実態については、把握しております。アンケートとかによるものであります。ただ、これにつきましては自己申告というふうなアンケートでございまして、本人の申告で、例えば、日曜日、土曜日もクラブ活動に従事した者も、超過勤務というんですか、時間を超えての勤務と書いてあったりというふうなことで、そういったところでの正確さ等については、どうかというような面がありますが、学校訪問とか校長とか、また、職員団体の話し合いの中で、そういったことは十分理解しながらしておるところであります。

乖離という点におきましても、現在、教員の多忙化と言われていることは認識しておりますけれども、そういったことを踏まえて、先ほども言ったように、適正な勤務が行われるようにということで、我々は日々心がけているところであります。

○尾和議員 議長、実態把握の点が答弁ないんで、実態把握はされているのか、されてないのか、つかんでいるのか、つかんでないのか、その点だけ答弁してください。実態つかんでいるんだったら答弁してください。何時間ぐらいになっているのか。時間言われなかったでしょう。

○平松教育長 答弁の続きということで。先ほど言わせていただいたように、県の様式によるアンケートというものは実施しておりますけれども、これは自己申告であり、先ほども言ったように、部活動とか遠征など、そういう勤務割り振りを行ったものも含めているケースがあるということで、実態として正確ではないというふうなこともあろうかと思っておりますので、数値につきましては、ここでこうやああだということは、それについては控えさせていただきたいなと思っております。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、新教育長の資格要件のところ、私のちょっと認識不足かどうかわかりませんが、いわゆる首長の被選挙権を有する者しか新教育長になれないという認識をしておるんですけども、今の答弁では、新教育長は被選挙権を有する者でなくても、当該市に住所がなくても新教育長になれるというご答弁であったと思うんですが、それについてちょっと確認をさせてください。そういうことなのか、私はそうでないというふうに理解しておりますので、その点、再度確認をしておきたいと思っております。

それから、総合教育会議の設置については、法が来年の4月1日から施行ですから、それまでにはきちっとつくって、条例等も関係してきますんで、それはきちっと議会の承認を得た後、施行するものでありますから、その点については、スケジュールどおり進めていただきたいというふうに思います。

それから、教職の調整額の点ですが、今、教育長が実態把握については明確に答弁がありませんでした。非常に乖離があるということについては理解をされているのかなと思うんですが、どれぐらいの乖離があるのかというのは、これは調べて、岩出市の小中学校の教職員がどれぐらい超過勤務しているのか把握をしておくべきであると。そうしないと、それに対して県の教育委員会に意見なり具申ができないわけで、実態としてつかむべきだと思いますが、それについて再度ご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

教育長の被選挙権の有無についてでございます。先ほど教育長が答弁いたしましたとおり、公選法によりまして、教育長は被選挙権を有する者と解しております。

○松下議長 教育長。

○平松教育長 尾和議員の再々質問にお答えします。

総合教育会議、これからまだ不明瞭な部分もございまして、詰めていけない部分もございしますので、時間をかけながら、研究しながら進めてまいりたいと思っております。

それから、次の教職員の实態把握につきましては、先ほどにもお答えさせていただいたんですが、学校訪問とか、校長からの聞き取りとか、直接先生の聞き取りとか、また、職員団体等の話し合いの中で、岩出市としてはきめ細かく十分に把握したものと考えております。

以上です。

○松下議長 これで尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時45分から再開いたします。

休憩 (14時30分)

再開 (14時45分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、3番目の質問をさせていただきます。

防災対策についてであります。

これについては、9月議会において、岩出市内の土砂災害特別区域30カ所、特別警戒区域40カ所ということで明らかになりました。急傾斜地の崩壊特別地区は44カ所あると指定されておりますが、市民に日ごろから認識していただくためには、安全な場所に逃げるということが一番大切であります。そのためには市民に知らせるべきであります。

先日、私、個人的に知人と箕面の滝ということ、紅葉を見に行ったんですが、この滝まで行くところ、この地区は過去に大洪水があつて、土砂災害があつたということで、人の命を奪う被害が発生しておつた場所です。犠牲者の碑も建立されておりましたが、滝まで約40分ぐらい、徒歩で、両側に切り立った岩があり、これが崩壊したらという思いで通つておりました。しかし、その場所には、等間隔に土砂災害危険区域の啓発看板が掲示をされておりました。

そこで、岩出市においては、避難場所の掲示板は設置がされましたが、この土砂災害区域について、早期に啓発の看板を掲示していただきたいと、そのことを要望したいと思います。よろしくご答弁をお願いします。

○松下議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 防災対策について、お答えいたします。

土砂災害危険区域に啓発の看板設置についてであります。土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域並びに土砂災害特別警戒区域について、9月議会で尾和議員にご答弁しましたとおり、岩出市役所、那賀振興局等で公示図書の閲覧を行っており、また、岩出市ウェブサイトから「わかやま土砂災害マップ」にリンクを張り、掲載しています。さらに市民の命を守ることが大切であることから、3月1日に全戸配布を予定している岩出市防災マニュアルに掲載し、住民に対して周知を図るとともに、大雨が続き、危険であると判断した場合、パトロールを実施し、啓発を行ってまいります。したがって、啓発の看板について、現在のところ設置する考えはございません。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、啓発する看板を設置する考えはない。これは市長の考えですか。市民の命等を守るために、費用はそんなにかからんと思うんですね。市長がだめだということで今答弁されたんだと思うんですが、これは最低限必要な箇所に、防災マップはありますが、この場所が危険区域ですよと。いざというときには、大雨等については避難してくださいよという、少なくとも市民啓発の1つの看板ですから、費用はそんなに何百万もかかるわけでもありません。早期に設置をする、そういう考え方は、市長にはここから先もないんですか。再度、市長の答弁を求めます。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 尾和議員の再質問にお答えします。

先ほども答弁させていただきましたが、市民の命を守ることが大切であるということは十分認識しているところでございます。指定区域は広範囲にわたっていますので、全体を網羅することが難しいことから、一部に看板を設置した場合、その設置した場所だけが危険であると誤った認識をされることが懸念されることから、現地への看板というのは、現在のところ考えておりません。

参考に、和歌山県内、他の市町、どういう状況かといいますと、まず和歌山市には観光地のための3カ所に設置しています。それ以外には予定がないということです。海南市、紀の川市、有田市、新宮市、かつらぎ町といったところには看板の設置の予定がないと聞いております。それから、橋本市につきましては、そもそも指定がないので看板の設置はございません。田辺市につきましては、熊野古道の1カ所みの設置ということで、それ以外の予定はないということでお聞きしております。

以上です。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 こんな簡単なことで時間をとりたくないんですが、今、他市がやってないから岩出市もやらないんだというような言われ方、それから、危険区域が広範囲であるんで、1カ所だけすると、その周辺の人だけがあれするんだということなんですが、それは百も承知の上で、この一帯、この部分については非常に危険ですよという啓発の意味で、その場所に、全体にせえというわけじゃないですよ。その場所場所に1カ所から2カ所ぐらいの啓発用の看板を設置してくださいという市民からの要望になぜ応えられないんですか。金が惜しいんですか。金がかかるんですか。どれだけかかるんですか。それぐらいのことなぜしないんですか。市民の命を守る

という立場なら。再度答弁してください。もうこれ以上言いません。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず、他市がやっていないからということではございません。冒頭から申してまずように、市民の命を守ることが大切であるということは十分認識しております。現地の看板は設置はいたしません、大雨が続き危険であるようなとき、そうと判断をした場合、パトロールを実施して、啓発を行ってまいるということでございます。決して費用がかかるからとか、他市がやっていないからということではございません。

○松下議長 これで尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 4番目の質問を行います。

これもすっと答えていただいたら、すっと終わりますんで、よろしく願いしたいと思うんですが、若もの広場についてであります。

根来の若もの広場に関して、つい最近、各種団体から、いろいろ協議をする際、時計を外してすることもあり、時間を確認したいと。場内の場所に一目でわかるような大き目の時計をつけてもらえないだろうかという要望であります。全体から見て、適当な場所に時刻が見てわかる時計の設置をすべきであると考えておりますが、これは若もの広場と、それとテニスと、それから下のサッカーが主にされているグラウンドですね、それも含んで考えてもらったら結構ではないかと思うんですが、時計の設置をお願いをしたいという市民の声に、岩出市はどう応えるのか、ご答弁をいただきたいと思えます。

○松下議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○谷中教育部長 若もの広場への時計の設置につきましては、既に要望を受け、平成27年度設置に向けて検討をしております。また、テニスコート、サッカー場につきましても、今後の課題として検討をまいります。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 教育部長ね、検討するということじゃなくして、27年度設置しますとい

う理解でよろしいですか。検討するといったら、いつになるかわからんでしょう。こういうのは常識として予算を組んでやっているんだから、27年度、できたら26年度中にやっていただいたらありがたいんやけども、早期に設置をするという素直に答弁したら市民は納得するんですよ。私も納得します。ご答弁をいただきたいと思っています。

○松下議長 教育部長。

○谷中教育部長 再質問にお答えします。

平成27年度設置に向けて検討をしております。

○松下議長 再々質問ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 あのね、一言言わせてもらおうとね、お役所言葉というのはやめてほしい、お役所言葉というのは。この場合は市民と行政との話ですから、率直に27年度に設置を検討するんじゃないかと、27年度中につけますと言うたらそれで済むことじゃないですか。なぜそれを言わない。役人の言葉というのは市民にはわからない。一般市民にはわからないんで、再度答弁してください。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○谷中教育部長 再々質問にお答えします。

平成27年度設置に向けて検討をしております。

○松下議長 これで4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 5番目の質問についてですが、これ9月議会で私が質問して、その後、還付加算金の返還についてですが、その後、再計算して返還すべき金額は幾らであったのか、詳細に求めます。

さらに、いつどのような方法で市民に返還をしたのか、現在進行中なのか、その際どのような内容の文書を同封したのか、答弁を求めたいと思います。

○松下議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員のご質問にお答えいたします。

5番目の還付加算金の返還についてであります。

個人住民税では、平成21年度、63件、19万4,300円、平成22年度、48件、16万

3,400円、平成23年度、30件、10万9,700円、24年度、54件、23万1,600円、平成25年度、34件、10万3,400円、合計80万2,400円、延べ229件、対象者数は136名でございます。

次に、いつ返還したのかにつきましては、平成26年10月30日と11月14日、合わせて133人分を支払い済みでございます。なお、対象者が死亡により、うち残り3人分は、現在調査中でございます。それから、通知文についても、おわび通知文を発送しております。

以上です。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 引き続き還付加算金の返還について、お答えいたします。

国民健康保険税では、平成21年度、31件、14万7,000円、平成22年度、32件、9万5,400円、平成23年度、20件、5万2,500円、平成24年度、19件、8万9,100円、平成25年度、11件、3万9,500円、合計42万3,500円、延べ113件、対象者は91人です。

次に、後期高齢者保険料について申し上げます。平成21年度、2件、5,300円、平成22年度、10件、1万8,200円、平成23年度、7件、1万500円、平成24年度、6件、8,200円、平成25年度、3件、4,700円、合計4万6,900円、延べ28件、対象者は26人です。

次に、国保税の返還について、平成26年10月30日に73人、11月25日に13人、12月17日に1人、合わせて87人、41万7,500円を支払っております。なお、残り4人、6,000円は調査中でございます。

次に、後期高齢者保険料では、平成26年10月31日に21人、11月28日に4人、12月25日支払い予定分1人を含めると26人、全額支払い完了となります。

次に、介護保険料についてでございます。平成21年度はございません。平成22年度、11人、1万3,300円、平成23年度、11人、1万5,600円、平成24年度、14人、2万2,500円、平成25年度、1人、1,000円で、合わせて37人、5万2,400円です。

次に、返還については、平成26年11月28日に30人、12月26日支払い予定の4人分を含めると、34人、4万8,400円を支払うこととなります。なお、残り3人、4,000円については、振込先の届出待ち2人、調査中1人です。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　まず4名の方が、今、死亡によって調査中ということなのですが、これは、いわゆる死亡によって、その相続権を有している人が確定できないので保留という理解でよろしいのでしょうか。それが第1点と、2点目に、同封して文書を入れられたということなのですが、この同封した文書については、後で私の方にいただきたいと思いますが、それについてお答えをいただきたいと思います。

○松下議長　総務部長。

○佐伯総務部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

死亡者の調査中の件でございます。議員ご指摘のとおり、相続人が確定できていないためでございます。

それから、2点目、通知文の届け書のコピーということでございますけども、情報公開から言いますと、閲覧は可能でございますので、申請をしていただきたいと思います。

○松下議長　生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

未処理分の国民健康保険の4人でございますが、相続人の調査中が1名、それから、2名につきましては子供の方に送付してございますが、連絡がないということで、引き続き再度電話等で連絡をしているところでございます。それから、介護保険料の3人でございますが、1人が死亡ということで、現在、相続人を調査中ということですので。あとの2名でございますが、1名は届出待ち、1名につきましては、現在、連絡がとれないので、再度通知し、届出を待っているという、そういう状況でございます。

それから、おわびの文書につきましては、先ほど総務部長がお答えしたとおりでございます。

○松下議長　これで尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員　次に、共通番号制度についてお聞きをしたいと思います。

いわゆる一般的には、マイナンバーというような表現をされるわけですが、この共通番号制については、2012年の2月14日に、国会で可決をされ、その後、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律という長い文書であります。法案名が示すとおり、国が他の多くの分野において特定の個人を識別する時代が今訪れようとしているわけであります。国民一人一人に番号を振り

分けて、年金や納税などの情報を一元的に管理をする共通番号制、これが2年後の2016年1月からスタートします。

行政サービスの向上や事務の効率化、手続の簡素化などのメリットがある反面、プライバシーの侵害や個人情報の漏えいなど不正利用などが心配をされているのであります。

2年後から実施されるマイナンバー制度とは、ICチップ付きの12桁の個人番号カードを交付して、呼ばれる共通番号制度関連法、いわゆる国民総背番号制がスタートするわけであります。2015年の10月から国民一人一人に12桁の個人番号を記して通知カードが郵送されるということであります。そして、2016年の1月から名前や住所、性別、生年月日、固有のマイナンバーと自分の顔写真などが記載されたICチップ付きの個人番号カードが通知カードと引きかえで交付されると。このマイナンバー制度について、どういうものか、それはなぜ必要なのかということ、今問題になっております。

2016年から実施されるマイナンバー制度とは、各省庁が個別に管理している個人情報を共通番号で一元的に管理をして、現在、私たち国民は一人一人が多くの個人番号を持っております。例えば、年金手帳の基礎年金番号、健康保険証の番号、運転免許証の番号、さらにパスポート番号、税金を納める場合の納税者番号、住民基本台帳コード、雇用保険や介護保険の番号などであります。これら税金関係、年金、社会保障、住民基本台帳、運転免許証、パスポートという国の行政サービスが省庁の縦割りでなっているため、個人情報を管理するため、個人番号が数多く存在しているのであります。

マイナンバー制度とは、各行政機関が個別に番号を割り振って管理していて、個人情報を1つの共通番号によって一元的に管理しようとするものであります。具体的には、各自治体が管理している住民基本台帳ネットワーク、住基ネットをもとにして、全ての国民に個別の番号を割り振ります。これを共通番号として、それぞれの役所が管轄している年金、医療、介護、税務といった個人情報をリンクさせて一元的に管理をし、これによって行政機関は、国民一人一人についての所得や納税の実績、年金など、社会保障の実態を把握しようとしているのであります。これは国民一人一人の同意を得ないで、これらの情報を使用するというものであります。この制度は法定受託事務で、住基ネットの主体は形式的であったんであります、自治体だけが国の事務であります。

そこで、岩出市においてこの制度についての体制について、どうなっているのか。

2 番目に、今までのシステムのために多額の予算が使われてきていると思うんですが、今後のシステム開発及び予算化について、どうなるのか。

3 番目に、個人情報保護に関して、第三者機関の設置はどうされるのか。

4 番目に、今後の導入についてのスケジュールはどうか。

5 番目に、住基ネットとの関連についてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の質問にお答えをいたします。

社会保障・税番号制度につきましては、複数の機関に存在する個人の情報を、同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤であることから、当市においても、平成28年1月の個人番号カードの交付に向けて、システム改修委託料の予算化や関係部署への担当者設置などを行い、順次取り組んでいるところであります。

詳細につきましては、総務部長の方から答弁させます。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員のご質問にお答えいたします。

1点目の庁内体制についてでございます。

番号制度の導入を円滑に行うため、全庁的体制として、本年7月から関係部署に番号制度担当者を配置し、担当する事務事業との関連を調査・検討し、順次進めているところでございます。

なお、番号制度導入に当たっては、システム改修や情報セキュリティについての専門的な知識が必要であることから、総務課情報推進室において、その取りまとめを行っております。

また、職員研修につきましては、番号制度に限定したのではなく、情報セキュリティ研修を本年8月22日に実施し、コンピュータシステムの安全性やデータの機密性保持について研修を行いました。

次に、2点目のシステム開発及び予算化については、番号制度に対応できるシステムとするために、現在、基幹系システムを改修し、対応いたしております。また、予算については、今年度の歳入歳出予算に計上しておりますが、次年度においても計上を予定してございます。

なお、番号制度導入及び運用に係る経費についての国への要望については、全国

市長会を通じて行っているところであります。

次に、3点目の個人情報保護に関して、第三者機関の設置についてはでございますが、番号制度の導入に伴い、特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、個人のプライバシー等の権利、利益侵害の未然防止や国民の信頼の確保を目的として、特定個人情報保護評価の実施が義務づけられております。

本市での特定個人情報保護評価は、本年10月時点で調査結果では、特定個人情報ファイルの対象となる人数等における「しきい値判断」において、第三者点検の必要はございません。このことから、特定個人情報ファイルに関連する事務を進める中で、基礎項目評価を行い、特定個人情報保護評価書等を作成し、特定個人情報保護委員会に提出の後、その内容を公表する予定としてございます。

なお、市においての新たな個人情報保護委員会などは設置せず、現在設置されている岩出市情報公開・個人情報保護審査会において、個人番号制度運用時の個人情報保護に関する審査を行う予定であります。

次に、4点目、今後のスケジュールはどうかについてでございますが、導入に伴う業務変更後の業務フローの作成や特定個人情報保護評価書の作成、現行業務への影響度調査を行った後、関連する基幹系システムの改修を行うとともに、特定個人情報へのアクセス制御権等、技術的な面においても情報セキュリティに問題がないか調査・検討を行ってまいります。

次に、5点目の住基ネットとの関係はどうかについてですが、住基ネットで保有される情報は、本人確認情報と呼ばれる個人を特定するための情報であり、住民票コード及び4情報、氏名、住所、生年月日、性別でございます。番号制度は、国民一人一人に新たな12桁の番号を割り当て、社会保障分野や税分野などの個人情報を番号で把握・管理するものでございます。

なお、住基ネットの住民票コードは、事務手続の際に、そのまま利用することができます。

次に、セキュリティ面については、番号制度の必要な情報は、必要なときだけやりとりする分散管理の仕組みをとっていることから、個人情報が漏れることはないと考えます。

情報提供の制約につきましては、法律等で定められた社会保障、税、災害対策の手続以外で利用することはできませんが、詳細については、現在未定でございます。

以上です。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、マイナンバー制度についての流れを説明をしていただきました。今日、この住基ネットの問題について言われているのは、マイナンバー制度について、住基ネットについては、2002年の8月に稼働して、もう既に12年が経過しているんですけれども、住基ネットで保有されている人は、国民の5%、あるいは3%とも言われている現状であります。この住基ネットにかかった費用、初期費用が2億3,000億円、地方自治体が、その後、コストランニングとかメンテナンス等で1億5,000億円、支出をしているという代物であります。まさしく、この住基ネットそのものが無駄な公共事業であったということを裏づけております。

現実的に、またマイナンバー制度においては、6,000億とも、あるいは1兆円とも言われる国民の税金がこのマイナンバーに使われ、各地方自治体は、初期の設置の費用については国が持ちますが、その後の運用、ランニングの費用、これについては、各地方自治体の持ち出しにならざるを得ないわけでありまして。そういう意味では、このマイナンバー制度そのものに疑義があり、何のためのマイナンバー制度かということが、今問われております。

公共事業のこの無駄遣いを一面で言えば、地方自治体では、このマイナンバーに詳しい職員はほとんどいないわけでありまして。そうしますと外部委託になってきているのが実態であります。外部委託となりますと、いわゆる日立とか、東芝とか、NECとか、こういう大手のいわゆる大企業のコンピュータ専門の職員に任さざるを得ないと、こういう実態になっていくのであります。まさしく税金の無駄遣いであるということが明らかになりつつあるわけでありまして、そこで、今ご答弁をいただきましたが、希望する窓口で、マイナンバーが割り振りされますと、全て突合されまして、いろんな情報が突合されまして、住所から家族構成から病歴から預金の残高から預貯金のぐあいとか病歴、そういうものが一括して、ぼたん1つで、Aという人物をターゲットにして集約できると、見ることができるという代物であります。また、その上に、その人の思想、信条まで立ち入って見ることができるという代物になろうとしているわけでありまして。まさしく国民一人一人が番号を振られて、自由に国で管理できると、こういう代物の内容であります。

確認をしたいんですが、今後、今、IDカードによって行われる、日本に住んでいる全ての住民票がある人、それから外国籍も対象になります。それから、本人の同意をとらないで利用するということになろうと思うんですが、このマイナンバー制度については、民間の利用については制限はどうなっているのか、これについて、

まず第1点お聞きをしておきたいと思います。

それから、住基ネットの上に、この共通番号制というのが2階建ての形で乗ってくるわけで、これらのマイナンバー制度について、本来、本当に必要なものであるかということが問われていると思うんですが、市として、これについてどのようなお考えを持っているのか、まず2点ばかりお聞きをしておきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の民間利用の制限等についてでございます。

マイナンバーの利用についてですけれども、いろいろと議員ご指摘のように、不安視される部分があると思いますけれども、この制度については、厳格な本人確認の仕組み、それからマイナンバーを有する機関の情報管理や情報連携における個人情報保護の措置を十分にするように取り入れてございますので、そういう心配はないかというふうに、今考えます。したがって、民間利用の方の分についても、その趣旨にのっとった形の運用と、こういうことになります。

それから、2点目の関係でございますけれども、マイナンバーの必要性でございますけれども、先ほど尾和議員がおっしゃったように、住基ネットとの関係がございすけれども、あくまでも国の施策でございます。そういうふうなことから、市としては必要であると。ただ、この住基コードの関係については、マイナンバーコードを振る上での、重要な番号を符号する上での生成のもととなる情報ということになりますので、十分この住基コードの方についての必要性もあると考えてございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、民間利用については、制限が加えられているということなんですが、このマイナンバー法の条文には、一言もそのことについては、制限するという条文がどこにも見当たらないんです。そういう状況の中で民間利用については、制限をすることができるという今答弁ですが、どこの条文にそれが載っているのか確認をさせてください。

それから、これはアメリカと、今、韓国、韓国は1960年代に導入されて、マイナンバー制度によって全てが管理されている。いろんな情報がやりとりされて、漏えいをしているという実態があります。日本でも必ずそのことが発生をしてきます。

このマイナンバーの一番欲しがっているのは民間なんです。民間の企業が欲しがっている。私たちが買い物して、現金で買い物する場合でも、それは何を買ったというのはわかりませんが、マイナンバー制度が導入されると、全ての買ったものについて証明するものを出してくださいということになりますと、それを提示しないと全てが発行してくれない。持たざるを得ないようにしむけていってやっていくというのが実態になっているわけです。

韓国の今お話をしましたが、アメリカでも2つから3つ、マイナンバーに似たコード番号があるわけですが、それにおいても全てが突合されて、悪用される、漏えいされるというのが頻繁に起きているわけでありまして。これは私たちが知らないうちに、一人一人の情報がだだ漏れになるという実態になろうと私はしているわけでありまして、例えば、税金で不動産を買った。納税した。土地を買って納税をした。その場合、必ずマイナンバーを示してくださいと。

例えば、市役所の住民課へ来て、住民票をとりたいんだと言ったら、マイナンバーを示してくれと、そうしないと発行しないというようなこともありますし、税務署へ行って納税したいと。あなたのマイナンバーは何ですかということで確認をしていくわけでありまして。個人だけじゃなくして、会社全ての法人も番号を割り振られて、全ての情報が国によってつかまされると、こういう実態になるわけでありまして、そういう意味では、民間利用というのは一番求めているのは民間の会社なんです。行政もそれに一翼を担っていくということになるんですが、その点について、民間利用は絶対ないのか、再度、お聞きをしておきたいと思っております。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず、1点目の民間利用の件について、関係法令条文はどうかについてでございますけど、今、条文等の資料はございません。しかし、民間の事業者の利用における規定につきましては、法律、条例等で規定されておりまして、社会保障関係、税関係、災害対策、このような手続で利用する。それ以外はできないと、こういうことになってございますので、その辺のところをご理解いただきたいと思います。

それから、他国のナンバー制度導入に伴う不安視の件ですが、番号制度は厳格な本人確認の義務づけ、それから利用範囲を法律できちっと限定している、そういうふうな措置を講じておりますので、ご心配されるようなことのないように努めてまいりたいと思っております。

それから、情報の管理につきましては、各行政機関で管理していた個人情報を引き続き管理することになるので、一元的に情報を管理するのではなくて、分散管理の仕組みをとっておりますので、その辺のところから考えますと、情報の漏れることはない、このように考えてございます。

○松下議長 これでは尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

続きまして、7番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 先ほどの共通ナンバー制度については、引き続き、また次の機会にやらせていただきたいと思います。

7番目の予防接種について、お聞きをしたいと思います。

近年、病気の予防のために推進している予防接種に関して、副作用による諸問題が発生しております。私は、今回の質問は、その予防接種のマイナス面とプラス面を論じることはいたしません。ここで問題にしたいのは、今回、予防接種における医療機関に支払っている支払いの件であります。今回問題にした大きな点は、予防接種における支払いで、通常払わなくてもいい予防接種の費用を払っているという実態が明るみになってきております。

岩出市の予防接種についてお聞きをしたいんですが、予防接種の種類と対象者及び回数、それから予防接種に当たって委託契約書は誰なのか。それから、委託料の詳細及び積算金額はどうか。それから4番目に、同日、同じ日に、時間は多少30分なり1時間ずれるんですが、同日・同時に接種件数、全件数は何件あるのか。2種類を接種した場合、3種類を接種した場合、4種類、5種類別にご答弁をいただきたいと思っております。

それから、診療報酬算定方法との整合性について、岩出市はどのように考えているのか、まず質問をしたいと思います。

○松下議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の予防接種についてのご質問にお答えいたします。

予防接種について、定期予防接種の対象疾病は、BCG、三種混合、MR、麻疹、風疹、日本脳炎、二種混合、ポリオ、四種混合、ヒブ感染症、小児用肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、高齢者インフルエンザ、成人用肺炎球菌感染症の15種類でございます。

乳幼児期における対象者は、それぞれの予防接種で接種期間に違いがありますが、

生後2カ月から7歳半まで、また小中学生では9歳から15歳の期間が対象になります。高齢者では、インフルエンザが65歳以上の方、肺炎球菌が65歳以上の5歳刻みの方と100歳以上全員の方であります。

平成25年度実績では、全予防接種の対象延人数は4万8,505人で、延接種回数は1万8,849件であります。

次に、2点目についてであります。一般社団法人那賀医師会と公立那賀病院、一般社団法人和歌山県医師会であります。

3点目と5点目についてであります。平成26年度、那賀医師会との予防接種業務委託契約では、BCG、1万40円、三種混合、6,910円、麻疹、9,820円、風疹、9,830円、日本脳炎、8,910円、二種混合、6,380円、ポリオ、1万420円、四種混合、1万2,520円、ヒブ、8,840円、小児用肺炎球菌、1万2,150円、ヒトパピローマウイルス、1万6,520円、水痘、1万630円、高齢者インフルエンザ、4,590円、成人用肺炎球菌、8,680円であります。

積算金額につきましては、国が示す予防接種の積算基準を参考に、診療報酬の金額を考慮して設定した単価について、医師会と協議し、決定したものでございます。

4点目についてであります。インフルエンザを除き、把握可能な直近の平成26年10月の予防接種委託料請求分1,367件のうち、同時接種件数は2種類が129件、3種類が90件、4種類が1件であります。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。今回、予防接種の中で、私は予防接種を同日に行って、同日に接種した場合、整合性の問題であります。国保の保険、医療機関において、これは厚生労働省の省令で、A000、初診料というところに区分としてあるんですが、この場合、このように明記をしております。「1傷病の診療継続中に他の傷病が発生して初診を行った場合は、それらの傷病に係る初診料は、併せて1回とし、第1回の初診のときに算定する。ただし、同一保険医療機関において、同一日に他の傷病について、新たに別の診療科を初診として受診した場合は、2つ目の診療科に限り135点を算定できる。ただし書きの場合においては、注3から注7までに規定する加算は算定しない。」ということに、国保を使った場合は、そういう厚生労働省の方の通達があります。

今、部長が答弁された2種、1,367件、2種をやった場合、いわゆるワクチン2種類、1日に2種類やった場合は129件、1日に3種類やった場合は90件、4種類

を1日でやった場合、1件だということを言われました。そこで問題にしたいのは、このワクチン接種の初診料の算定方法であります。国民健康保険法では、1日に何種類の診察をしても治療しても1回のみ初診料でいいんだと言いながら、このワクチン接種については、初診料を2種類の場合は、1回ごとに初診料を算出して、料金を岩出市は払っているということになるわけであります。

現在、初診料については、若干値が上がっているんですが、私の知っている範囲では、1回の初診料で2,700円なんですね。2種類ですから、2,700円プラス2,700円、それにいろいろな事務手数料とか加算されて、金額は算出されるわけあります。それは、いわゆる問題だということを私は指摘をしたいと思うんですが、自主診療という形で、岩出市がそういう契約をすること自体、これは問題であるというように思っております。それについてご答弁をいただきたいと思えます。

それから、これは小児学会の予防接種の同時接種に対する考え方として、学会から所見が出ております。この所見によりますと、予防接種を同日にやっても、同時に接種しても問題がありませんと。細かく学会の方から出ておまして、その利点として、ワクチンの接種率が向上すると。それから、子どもたちがワクチンで予防される疾患が早期に守られる。保護者の経済的・時間的負担が軽減すると。医療者の時間的負担が軽減するから同時接種はいいですよと言いながら、いわゆるこのワクチン接種の医療費の支払いについては、別々に初診料を払っているという実態が、ほかの市町村でありました。

岩出市はどのような形で初診料の算定をしているのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、2点目は、決算書の中で25年度については1億4,700万余り、それから24年度では1億4,500万、それから23年度は1億3,500万、予防接種委託料というのが支払われております。それから、22年度は予防接種委託料が6,900万、この22年度からどーんと約倍ぐらい、予防接種委託料が増えているんですが、これについての理由をお聞かせください。

それから、今、部長は具体的に積算の算定基準についてはご答弁がなかったんですが、その具体的な算定の基礎となる細目に当たってご答弁をいただきたいと思えますが、手元に持っておられるかどうかわかりませんが、あるのであればご答弁をいただきたいというふうに思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、22年度以降の各年度での決算額において増額しているその理由から、まずお答えさせていただきます。

まず、平成22年度以降に増額している理由につきましては、国の予防接種制度の見直しにより、平成22年度にヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防ワクチン接種費用助成事業の実施、それから、平成23年度に同3ワクチンの定期接種化、平成24年度には不活化ポリオワクチン及び四種混合ワクチンの定期接種化、平成25年度に風疹ワクチン接種費用助成事業の実施、それに平成26年度に水痘及び成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種化や任意予防接種費用の助成事業によるものでございます。

続きまして、初診料の二重払いの関係でございます。

まず、この予防接種というのは保険診療ではございません。自由診療ということでございます。その金額設定については、定められたものというものはございません。初診料等については、医療行為の対価として用いている診療報酬点数表の項目と同等でなく、国の基準に基づいたものでございまして、他の自治体においても同様であり、同時接種時においても二重払いには該当せず、医師会との協議により契約して予算執行しているものということでございます。

それから、診療報酬の積算の関係でございますが、市では、国の方で示している接種単価というのは、厚生労働省が総務省へ地方交付税を要求するときの単価ということになります。問診等の初診料ということで、診療報酬の初診料2,820円、6歳未満児の乳幼児加算が750円、それに3歳未満児の育児栄養指導料あるいは事務費、それから注射実施費、それと事務費を足した額に消費税を加えるというような形で算定を行っているものでございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。いわゆるこれは予防ワクチンは自由診療であって、通常の疾病に伴って治療するものではないので、同日、同時に接種しても、各ワクチンの接種については、もともと原価というのがありますよね。BCGとか風疹とか、いろいろなワクチンの原価がありますよね。原価に対して、次に初診料というのが2,820円かかるということで、その後、初診加算と、それから注射料、それから育児栄養指導料という形、それから事務費等々が加算されて、積算して支払っているということについては、これは当然やと思いますが、なぜ同じ日に同じ児童に対して、Aワクチンを打って、Bワクチンを打って、Cワクチンを打っても、

初診料というのは、なぜ同じように支払わなければならないのかというのが、今、私が指摘している問題であります。

児童を医者が診るのは、同じAさんであります。それにもかかわらず、接種する種類によって初診料をその都度払うと。これは税金の無駄遣いであるという認識ではないという理解でよろしいんですか。私はこれは明らかに税金の無駄遣いであると。早期に医師会と関係する団体と話をして是正をすべきだ。

試算によりますと、ある地方自治体では、年間500万ぐらい、その費用がかかっているわけでありまして。岩出市については、まだ具体的な資料をいただいていませんのでわからないんですが、子どもの人数にもよりますし、少なくともそれに近い金額は二重払いで医者には払われていると。実態が明らかになってくるのではないかと私は思っておりますが、それについて、岩出市では是正する考えはないのかどうか、これは問題だという認識はあるのかどうかお聞きをしておきたいと思っております。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

初診料の二重払いの部分でございますが、先ほどもお答えいたしましたように、あくまでも、これは保険診療として支払うものではなくて、自由診療として委託料として支払っているというものでございます。積算に当たって、特別なものがないので、国が示している診療報酬基準を使っているということでございます。

まず、同時接種についてでございますけれども、定期接種実施要領というものが、これは出されてございます。その中で、国においては2種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができることと、このように書かれているわけでございます。

医師の初診に際してでございますけれども、予防接種に係る業務というのは、定期予防接種実施要領に準拠しなければならないことは当然でございます。接種時点での診察と接種行為だけでなく、母子手帳の予防接種歴の確認、予防接種の必要性の説明、接種スケジュールの提案、副反応や健康被害、救済措置の説明、これらに伴う保護者からの質問への回答、ワクチンの納入と保管、接種の日時の設定と予約、接種当日の予診と接種実施の最終確認、接種実施と接種済票の交付または接種記録の記載、接種後の注意事項の説明、説明後の副反応への対応、市町村への実施報告書と受診票の提出等、ワクチンごとにわたります。

同時実施の場合は、同時接種の必要性や副反応の説明も必要となり、接種スケジ

ユールの提案時にも適切かつ慎重な判断が必要となります。とりわけ23年3月ごろに相次いで起きた同時接種後の死亡事例の影響で、同時接種の有用性等につき誤った理解をされている方もいるため、より丁寧な説明と慎重な判断が必要であることなど、初診料相当分に係る業務内容は多岐にわたるもので、同時接種時にもワクチン接種ごとに必要であると考えてございます。

先ほど申しあげましたように、市といたしましては、初診を二重でカウントしているというような考えはございません。

なお、平成24年5月に予防接種制度の見直しということで、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会というものがございまして、そこでは第二次提言というものが出されております。そこにはいろいろ書かれているわけですが、接種費用のうち問診料等については、診療報酬点数を参考にしていることが多いと。今後、委託契約の価格の実態について地方自治体への調査を実施するなど、適切な問診料等の水準のあり方について検討するというような形で、提言のほうが出されているということでございます。

市といたしましては、こうした国の動向に注視しながら対応していきたいというふうに考えてございます。現時点では、基本的には問題はないと、このように考えております。

○松下議長　これで尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

引き続きまして、8番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員　新設根来安上線について、お聞きをしたいと思います。

さきの行政報告で、市長の方から若干報告がありました。岩出のインターのアクセス道路として、市道根来安上線改良事業についてであります。全線の改良工事は全て発注して、そのうち386メートルの区間が完了したというご報告がありました。この件について、当初の工事法線、工事予定と変更はなかったのか、お聞きをしたいと思います。

それから、工事の進捗状況について順調に進んでいるのか、また、供用開始について再度いつになるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、この工事の総工事費用は幾らと見込んでいるのかということをお聞きをしたい。

それから、この工事入札についてですが、入札の結果報告というのをいただいておりますが、この結果報告を見ると、失格者とか辞退者が非常に多いんですね。

なぜ、こういうような実態になっているのか、それについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの8番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 新設根来安上道路工事について、工事の進捗状況についてであります。本年10月末までに全線の改良工事を発注し、そのうち386メートルの区間が完了しております。現在施工中の工事が完成すれば、進捗率は事業費全体で85.2%、工事費ベースでは78.2%となります。供用開始は、仮称でございますが、岩出インターチェンジ供用前の平成27年8月を予定しています。

当初計画からの法線変更につきましては、平成18年当時、既設の市道安上2号線までの区間を計画していましたが、用地取得困難なため中止したもので、現在実施している市道根来安上線につきましては、法線等の変更をしておりません。なお、市道路線の認定時、議案として記載しているのは、路線名及び起終点のみであります。

次に、総工事費用についてですが、約6億円で、工事費用の算出については、和歌山県下統一の土木工事標準積算基準書をもとに適正な設計を行っております。また、入札辞退の理由は、配置できる技術者が確保できないとのことでありました。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。根来インター、フルインターの工事の進捗状況も順調に進んでおると思うんですが、まず、仮に根来インター工事が完了しなくても、この新設道路については27年、来年の8月に供用開始をするということにされるということでしょうか。京奈和自動車の工事がおくられても、この予定については、そのとおり供用開始をするということであろうと思うんですが、それによろしいんですか。

それから、入札の問題であります。県の工事入札に連動して実施をしているということですが、今回、県の工事予定については、現場監督については、条件がある程度緩和されてきている面もあります。そういう中において辞退者が出たという理解でよろしいのか、その点について再度お聞きをしたいと思います。

それから、失格する会社が2者と1者で、2-1号、2-2号で見ますと、失格するのはなぜかなという、一般常識から考えて思っているんですけども、条件つき一般競争入札とした理由についても、その理由をお聞きをしておきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

仮称の岩出インターチェンジの工事がおくられても、市道根来安上線は供用開始するのかという質問ですけれども、予定どおり供用開始いたします。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

入札の関係でございますけれども、入札辞退の件でございますけれども、それにつきましては、最低制限の関係で失格となっております。

それから、条件付一般競争入札とした理由についてですけれども、これにつきましては、岩出市建設工事等条件付一般競争入札の試行に関する要綱第2条の規定に基づきまして執行したものでございます。予定価格が5,000万以上の建設工事ということになります。

○松下議長 以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。